

広島県告示第五百八十二号

広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）別表の規定により、広島県立産業技術交流センターの駐車場の利用料金の範囲を次のように定め、平成十六年広島県告示第四百七十四号（広島県立広島産業技術交流センターの駐車場の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

施設名	利用料金の範囲
一般来館者用駐車場	一台につき三〇分を超える場合、超える時間三〇分まで（ことに一九〇円以内）
事務室利用団体用駐車場	一台当たり一月につき二、二〇〇円以内